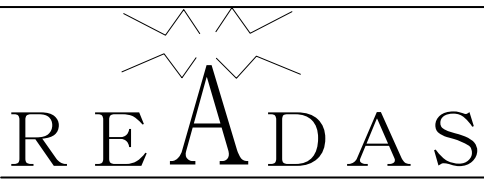


第 5265 号	 <b>リーダスクラブ</b>	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2015年)平成27年 7月10日 金曜日
----------------	---	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 直系尊属からの贈与

**Q**：平成27年から贈与税が新しくなり、親から子、祖父母から孫への贈与がしやすくなったとか。どうなったのですか？

**A**：直系尊属からの贈与は、一般の贈与より低い特別税率を適用することとなりました。

### 【解説】

この制度は、親から子へ又は祖父母から孫への財産の移転を贈与税率を引き下げて、早期に実現させ、もって経済を活性化させようとする狙いから設けられたものです。

平成27年1月1日からの贈与に適用されます。

内容は、受贈者（贈与を受けた年1月1日において20歳以上の者に限る）が直系尊属から贈与を受けた場合、暦年課税においては、一般税率より低い特例税率を適用して贈与税額を計算するというものです。

基礎控除後の課税価格×税率－控除額＝税額  
税率と控除額は、課税価格の金額によって次のようになっています。

- 200万円以下：10%
- 400万円以下：15%－10万円
- 600万円以下：20%－30万円
- 1,000万円以下：30%－90万円
- 1,500万円以下：40%－190万円
- 3,000万円以下：45%－265万円
- 4,500万円以下：50%－415万円
- 4,500万円超：55%－640万円

